

全国社会保険委員会連合会会則

全国社会保険委員会連合会

全国社会保険委員会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、全国社会保険委員会連合会という。

(事務所)

第2条 本会の事務所は東京都品川区西五反田1-3 1-1に置く。

(目 的)

第3条 都道府県の社会保険委員会連合会（年金委員会連合会等都道府県を単位とする年金委員・健康保険委員で構成する団体を含む。以下同じ。）の健全な育成及び会員相互の連絡調整を図り、もって社会保険事業の円滑な運営に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 社会保険委員会連合会及び社会保険委員会（年金委員会等を含む。以下同じ。）の指導及び支援
- (2) 年金委員・健康保険委員活動の向上のための会議、研修等の開催
- (3) 社会保険制度及び年金委員・健康保険委員制度の普及、広報宣伝
- (4) 社会保険制度及び年金委員・健康保険委員制度に関する調査研究
- (5) 厚生労働省、日本年金機構、全国健康保険協会及び社会保険関係団体が実施する事業の支援
- (6) 社会保険に関する情報及び資料の提供並びに出版物の発行
- (7) その他本会の目的遂行上必要とする事業

第2章 組 織

(会 員)

第5条 本会の会員は、各都道府県の社会保険委員会連合会とする。

- 2 本会の目的に賛同するものは、理事会の議決を経て、賛助会員とすることができる。

(会 費)

第6条 会員は、本会の運営に要する経費として、会費を負担しなければならない。

- 2 前項の会費の負担、その他必要な事項については、別にこれを定める。

第3章 役員及び職員

(役 員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	7名以内
常務理事	1名
理 事	18名以内
監 事	2名

(役員を選任)

第8条 理事は会員である都道府県の社会保険委員会連合会を代表する者及び賛助会員である団体から選出された者又は学識経験を有する者の中から総会において選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事が互選する。
- 3 理事のうち1名を常務理事とし、理事会の同意を得て会長が指名する。
- 4 監事は総会において会員が互選する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

- 2 役員に欠員を生じたときは補欠役員を互選又は選任する。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期が満了しても後任の役員が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 会長は会務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故が生じたときは、あらかじめ会長が指名する副会長がこれを代行する。
- 3 常務理事は会長及び副会長を補佐し、会務を処理する。
- 4 監事は、本会の経理に関する監査を行う。

(顧問)

第11条 会長は理事会の議決を経て、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会長の諮問に応じて会の運営の重要な事項につき、意見を述べることができる。

(職員)

第12条 本会に必要な職員を置くことができる。この職員は、会長が任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は理事会が定めるものとする。

第4章 会 議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とする。

(議長)

第14条 総会及び理事会の議長は、会長をもってこれにあてる。

(会議の構成)

第15条 総会は会員をもって構成する。

- 2 理事会は理事をもって構成する。

(総会の招集)

第16条 会長は、毎年1回定期総会を招集しなければならない。

- 2 会長は、次の場合に臨時総会を招集するものとする。
 - 一 会長が必要と認めたとき。
 - 二 会員の3分の1以上から書面をもって会議に付議すべき事項を示して総会の招集の請求があったとき。

3 会長は前項2号の請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の招集手続)

第17条 総会の招集は急を要する場合を除き、開会の日前10日までに会員に対し、会議の目的、日時及び場所を示した書面を送付しなければならない。

(定足数)

第18条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

(総会の議決事項)

第19条 次の事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 会則の変更
- 二 事業計画及び収入支出の予算
- 三 事業報告及び収入支出の決算
- 四 その他重要な事項

2 総会に付議しなければならない事項でも、急を要するため総会を招集する時間的な余裕がない場合は、理事会において専決することができる。

3 前項に従い専決した事項は、次の総会で承認を受けなければならない。

第20条 総会の議事はこの会則に特段の定めがある場合を除く出席した会員の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(代理人による表決)

第21条 やむを得ない理由により、総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員にその権限を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

(理事会の招集)

第22条 理事会は、会長が必要に応じ、これを招集する。

(理事会の議決事項)

第23条 次の事項は、理事会の議決を経なければならない。

- 一 総会の招集及び総会に提出する議案
- 二 事業運営の具体的方針
- 三 諸規定の制定及び改廃
- 四 その他業務の執行に関する事項で会長の付議した事項

(準用規定)

第 24 条 第 18 条、第 20 条及び第 21 条の規定は、理事会において準用する。この場合において、これらの条文中「会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 25 条 本会の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 寄付金
- 四 その他の収入

(資産の管理)

第 26 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 27 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(特別会計)

第 28 条 本会は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第 29 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 6 章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第 30 条 この会則は、総会において出席した会員の 3 分の 2 以上の議決を得て変更することができる。

(解 散)

第 31 条 本会は、総会において会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、解散することができる。

る。

(財産の処分)

第 32 条 解散のときに存する残余財産は総会の議決を経て、類似の目的をもつ他の団体に寄附することができる。

第 7 章 雑 則

第 33 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

(経過規定)

2 当初の役員任期は、第 9 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までの間とする。ただし、同日が経過しても後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

3 平成 21 年度の会計年度は、第 29 条の規定にかかわらず平成 22 年 1 月から同年 3 月までとする。

附 則

(第 2 条の改正)

1 この規定は、平成 26 年 6 月 9 日から施行し、平成 26 年 1 月 20 日から適用する。